

横浜地方合同庁舎(仮称)整備等事業 入札説明書・同添付資料等の訂正表(第1回)

平成30年4月23日に公表した「横浜地方合同庁舎(仮称)整備等事業 入札説明書・同添付資料等」に関し、以下のとおり訂正する。

No	資料名	頁数	行数	項目	訂正前	訂正後
1	入札説明書	11	31	4. (4)⑤	次のアからウに掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者(以下「配置予定技術者」という。)を、当該工事に専任で配置できること。	次のアからウに掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者(以下「配置予定技術者」という。)を、当該工事に専任で配置できるとし、それぞれ1名とし、互いに兼務することは認めない。
2	入札説明書	17	13	6. (1)	第一次審査資料の提出時において、4. (2)③、(3)①、(4)①、(5)①、(6)①及び②又は(7)①及び②の認定等を受けていない企業を含む者においても、次に従い第一次審査資料を提出することができる。この場合、4. (2)①及び②並びに④から⑨まで、(3)②から⑦まで、(4)②から⑤まで、(5)②から⑦まで、(6)③又は(7)③及び④に掲げる要件を満たしており、かつ、4. (2)③、(3)①、(4)①、(5)①、(6)①及び②又は(7)①及び②の認定等を受けていない企業にあっては、開札の時に上記企業が4. (2)③、(3)①、(4)①、(5)①、(6)①及び②又は(7)①及び②に掲げる要件を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。	第一次審査資料の提出時において、4. (2)③、(3)①、(4)①、(5)①、(6)①若しくは②、又は(7)①若しくは②の認定等を受けていない企業を含む者においても、次に従い第一次審査資料を提出することができる。この場合、4. (2)①及び②並びに④から⑨まで、(3)②及び④から⑦まで、(4)②及び④並びに⑤、(5)②及び④から⑦まで、又は(7)④に掲げる要件を満たしており、かつ、4. (2)③、(3)①、(4)①、(5)①、(6)①若しくは②、又は(7)①若しくは②の認定等を受けていない企業にあっては、開札の時に上記企業が4. (2)③、(3)①、(4)①、(5)①、(6)①及び②又は(7)①及び②に掲げる要件を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。
3	入札説明書	18	14	6. (5)	4. に掲げる競争参加資格を有することが確認できる場合(当該変更又は追加しようとする企業が、4. (2)③、(3)①、(4)①、(5)①、(6)①及び②又は(7)①及び②の認定等を受けていない企業(当該認定等に係る申請を行ったことを確認できる企業に限る。)である場合は、当該企業が、4. (2)①及び②並びに④から⑨まで、(3)②から⑦まで、(4)②から⑤まで、(5)②から⑦まで、(6)③又は(7)③及び④に掲げる要件を満たしており、かつ、4. (2)③、(3)①、(4)①、(5)①、(6)①及び②又は(7)①及び②の認定等を受けていない企業にあっては、落札の時に当該企業が4. (2)③、(3)①、(4)①、(5)①、(6)①及び②又は(7)①及び②に掲げる要件を満たしていることを条件とする。)に限り、応募者の構成員又は協力企業の変更及び追加並びに携わる予定業務の変更をすることができる。	4. に掲げる競争参加資格を有することが確認できる場合(当該変更又は追加しようとする企業が、4. (2)③、(3)①、(4)①、(5)①、(6)①若しくは②、又は(7)①若しくは②の認定等を受けていない企業(当該認定等に係る申請を行ったことを確認できる企業に限る。)である場合は、当該企業が、4. (2)①及び②並びに④から⑨まで、(3)②及び④から⑦まで、(4)②及び④並びに⑤、(5)②及び④から⑦まで、又は(7)④に掲げる要件を満たしており、かつ、4. (2)③、(3)①、(4)①、(5)①、(6)①若しくは②、又は(7)①若しくは②の認定等を受けていない企業にあっては、開札の時に当該企業が4. (2)③、(3)①、(4)①、(5)①、(6)①及び②又は(7)①及び②に掲げる要件を満たしていることを条件とする。)に限り、応募者の構成員又は協力企業の変更及び追加並びに携わる予定業務の変更をすることができる。